

## 【研究ノート】

## 幕末・維新时期におけるクニフラー商会の貿易活動

—— ドイツ・イリス商会前史 ——

笠井雅直

- (I) はじめに —— 問題の限定 ——  
 (II) クニフラー商会の成立  
 (III) 対日活動 —— 土佐藩との取引 ——  
 (IV) クニフラー商会からイリス商会へ  
 —— 貿易商社＝代理店業務の時代へ ——

## (I) はじめに —— 問題の限定 ——

幕末・維新时期において外国貿易商社が、その貿易業務を通じて、明治維新の政治過程を左右するほどの対日活動を果していたことは、イギリス系貿易商社であるジャーディン・マセソン商会について詳細に検討された石井寛治氏の研究をはじめとして明らかにされてきたところであろう<sup>1)</sup>。実際、幕末・維新时期の外国貿易商社（中国系を除く、以下同様）についてみれば、1870年（明治3年）において、国別ではイギリス系が総計256商会の内101であり、39.5%をしめている様に圧倒的であった。これに次ぐのが、ドイツ系の45商会であり、17.6%を占めていた<sup>2)</sup>。イギリス系のそれに続いて、ドイツ系貿易商社の位置は幕末・維新时期にあっては意外に高いものであったといえよう。幕末・維新时期に「紀州藩がドイツから兵器類を買い入れ、ドイツ人の軍曹カール・ケッペンによる伝習」によってプロイセン式の軍事改革を実施したことなどはよく知られていることであった<sup>3)</sup>。この

- 1) 石井寛治『近代日本とイギリス資本 — ジャーディン・マセソン商会を中心に —』東京大学出版会、1984年、同『大系 日本の歴史12 開港と維新』小学館、1989年。また、グラバー商会に関する詳細な研究として杉山伸也「グラバー商会 — 明治初期における外商の活動 —」(一)(二)『年報 近代日本研究3 幕末・維新の日本』『年報 近代日本研究4 太平洋戦争』山川出版社、1981年、1982年、更に、同『明治維新とイギリス商人 — トマス・グラバーの生涯 —』岩波新書、1993年がある。本稿はこれらの著作に多くを負っている。
- 2) 『イギリス領事報告』。なお、詳しいデータは杉山伸也『明治維新とイギリス商人』（前掲）、32ページを参照されたい。
- 3) Michael Carver, *Twentieth Century Warriors — The Development of the Armed Forces of the Major Military Nations —*, 1987, Weidenfeld & Nicolson, 333pp（同書について、ごく簡単な紹介を試みたことがあった。「イギリスから見た近代日本 — 時期区分の一視点 —」富士大学『学術研究会会報』第40号、1991年）。また、前掲、石井寛治『大系 日本の歴史12 開国と維新』等も参照。ケッペンは、実際には、「大阪在留プロイセン商社元同国歩兵小隊長」（『南紀徳川史 第13冊』南紀徳川史刊行会、1932年、250ページ）であった。

媒介をしたのは「神戸外商」であり、それはドイツ系のクニフラー商会であった<sup>4)</sup>。しかし、幕末開港の経緯とその歴史的意義を欧米資本主義における世界市場戦略の展開とのかかわりで検討された、石井寛治・関口尚志編『世界市場と幕末開港』（東京大学出版会、1982年）においては、ドイツ（及びドイツ系貿易商社）との関連については、開港後の過程を含めてほとんど論じられてはいない。更に、近年、戦前におけるドイツ・シーメンス社の対日活動について研究が進められており<sup>5)</sup>、併せて、ドイツ系貿易商社（及び、メーカーの貿易商社の業務）についても検討がなされている。しかし、発端としての幕末・維新时期における貿易活動については解明されてはいない。幕末・維新时期に日本とドイツ（実際には、プロイセン、そして北ドイツ連邦）との通商条約が締結され、貿易関係が開始されたこと、そして明治以降においても、日本陸海軍の「軍需品確保」が、輸入及び製造技術の導入に関して、ドイツ・クルップ社などに依存することが大であったことなどを想起すれば<sup>6)</sup>、これらに深くかかわったといわれるドイツ系貿易商社について、幕末・維新时期における貿易取引過程を解明することが、まず、不可欠となろう。

本稿で取り上げる、クニフラー商会 L. Kniffler & Co.<sup>7)</sup>については、イリス商会の前身であり、幕末・維新时期に土佐藩と深く関わったことや、土佐藩の担当の一人が岩崎弥太郎であったことなどは、既に知られている<sup>8)</sup>。しかし、その具体的な過程についてはこれまで解明されることがなかった。本稿はその点を明らかにすることを課題とする。

## （II）クニフラー商会の成立

クニフラー商会は、1859年（安政6年）7月1日、長崎において、ルイス・クニフラーと、ヘルマン・ギルデマイスターによって「L.クニフラー商会」として設立された<sup>9)</sup>。ルイス・クニフラーはドイツ・デュッセルドルフ生まれで、貿易業務に携わるに至ったのは、1852年に、「バタヴィア[ジャカルタ]のバルデル&シュティエーハウス商会」というオランダ領東インドを本拠地とする貿易商社の社員になってからであった<sup>10)</sup>。もともと、1824年の英蘭協定を契機とする現インドネシアのオラ

4) 拙稿「明治前期兵器輸入と貿易商社—陸軍工廠との関連において—」名古屋大学『経済科学』第34巻第4号、1987年、364ページ参照。ついでに言えば、それは「ツンナールゲールと称する鉞銃[ツンナール撃針銃]数千挺購買」と連動する雇い入であった（前掲『南紀徳川史 第13冊』249ページ）。

5) 代表的なものとして、竹中亨『シーメンスと明治日本』東海大学出版会、1991年、工藤章『日本企業関係史』有斐閣、1992年等がある。更に、武田晴人「古河市兵衛の日光発電所建設計画」東京大学『経済学論集』第58巻第3号、1992年等がある。

6) さしあたり、拙稿「日清戦争と砲兵工廠—軍器素材国産化の一餉—」名古屋大学『経済科学』第36巻第4号、1989年を参照。

7) 本稿では『イリス商会百年史』（イリス商会、1959年）、にしたがってクニフラー商会と表記する。ただし、引用文においては、原文にしたがっており、クニフラー商会等と記すこともある。

8) 『日本産業100年史 上』日経新書、1967年、121-122ページ（海野福寿氏執筆）、『三菱商事社史 上巻』1986年、等を参照。

9) 前掲『イリス商会百年史』緒言。

10) 同上、16ページ。

ンダによる支配の下で展開した、「強制栽培方式」による「商品作物栽培」という重商主義的植民地経営が、バタヴィアを拠点とする貿易商社の活動展開を生み出していたのであるが、19世紀半ば以降、この「強制栽培方式」が相次いで廃止され、欧米資本の投資による商品作物プランテーションへと転換したこともあって<sup>11)</sup>、同商会は新たな貿易地点を求めることとなり、日米修好通商条約が発効する年であった1859年に、クニフラーは長崎へと到着する<sup>12)</sup>。

当初、クニフラーは長崎での活動を「バタヴィアのバルデル&シュティーハウス商会の支店」にするという意図をもっていただために、「新しい会社はオランダの保護下に置かれることとなった」<sup>13)</sup>。それというのも、日本側にあつては、「中国と異つて、条約相手国の船しか——現在〔1859年の開港当時〕開かれている港でも——寄港を許されていなかった」ためであった<sup>14)</sup>。

クニフラー商会と同「時期に日本に支店を構えたドイツ商社には」「ギュッチョウ商会、グレッサー商会、リンダウ商会、シュネーペル商会、A・シュミット商会、シュルツエ・ライス商会などがあり、長崎におけるドイツ系商社の数を見ると、「1859年(安政6年)通商開始の際には6社であったものがやがて9社、10社となり、それに応じてそこに働くものの数も増えていった」<sup>15)</sup>とされている。

この様なドイツ系貿易商社の活動展開は、ドイツと日本の通商条約締結を必至なものとした。とはいえ、「1860年(万延元年)にはスイスとベルギーが交渉を始めたが失敗し、翌1861年(文久元年)にはオランダがデンマークの為に条約締結の援助を試みたが、これも成功しなかった」という様に、日本との条約締結は容易ではなかった。ベルギーとイタリアにとつても同様であった<sup>16)</sup>。

しかし、プロイセンは、1860年9月に、「フリードリッヒ・ツ・オイレンブルク伯」を「プロイセン特命全権公使」として派遣し、「蒸気三櫓快走艦アルコナ号、武装三櫓快走艦テティス号、スクーター艦フラウエンロープ号の三隻のプロイセン軍艦と二隻の補給船」で来航し、その「数日後軍楽隊を先頭に、四百人近くの兵隊を引連れて彼は江戸に乗込」み、条約交渉を行った。その結果が、1861年の幕府とプロイセンとの修好通商条約調印であった<sup>17)</sup>。この成功の背後には、「アメリカ領事タウンゼント・ハリスが何度も調停に努めた」<sup>18)</sup>こともあったが、「ルイス・クニフラーがベルリンへ送った数々の報告が役だつて」<sup>19)</sup>いたのである。

その後、1868年に至り、この「条約を北ドイツ同盟の全加盟国に権利のある様改正するのに成功し、その結果、ドイツからはハンザ都市の艦船も日本の開港場へ入港することが出来る様になつ

11) さしあたり、桜井由躬雄他『地域からの世界史4 東南アジア』朝日新聞社、1993年を参照。

12) 前掲『イリス商会百年史』18ページ。

13) 同上。

14) 同上、13-14ページ。

15) 以上、同上、22ページ。1866年の、長崎における外国貿易商社の社員数について見れば、クニフラー商会は、グラバー商会、オールド商会、そしてウォルシュ商会に次ぐ規模であった(杉山伸也、前掲『明治維新とイギリス商人』74ページ)。

16) 前掲『イリス商会百年史』24ページ。

17) 同上、27ページ。及び石井寛治『大系日本の歴史12 開国と維新』(前掲)巻末の年表を参照。

18) 前掲『イリス商会百年史』27ページ。

19) 同上、25ページ。

た)<sup>20)</sup>。日本と「北ドイツ連邦」との「修好通商航海条約」の「調印」は 1869 年であった<sup>21)</sup>。

ドイツ系貿易商社のなかでは、「L・クニフラー商会は日本最初のドイツ商社」として 1866 年頃には「最大のものになっていた」<sup>22)</sup> のであり、たとえば、「1865 年（慶応元年）横浜のドイツ商社向の 18 隻の船の内 6 隻がクニフラー社宛のものとなった。この 18 隻のトン数を考慮に入れて見ると、横浜のドイツ商社の半分が L・クニフラー商会の手に落ちた」<sup>23)</sup> といわれる程であった。

わけでも、「クニフラー商会が大きな取引をしていた」のは樟脳であった<sup>24)</sup>。樟脳はくすのき（樟樹）を原料として製造せられ<sup>25)</sup>、「東洋的趣味の清眞な香料薬品として、古来から虫除け、カンフル注射薬等として使用」<sup>26)</sup> されていた。そして、「樟脳は日本の特産品として古くから世界市場にその名」<sup>27)</sup> を知られており、1863 年から 1870 年までの期間において、樟脳は、長崎港からの輸出総額の 3.5% を占めていた<sup>28)</sup>。そして幕末・維新时期、鹿児島・高知の「二藩の生産物が長崎を経て輸出」されたのである<sup>29)</sup>。クニフラー商会の場合、特に土佐藩との関連において、樟脳貿易に一定の位置をしめるところとなった。次にその点を検討しよう。

### （III） 対日活動——土佐藩との取引——

よく知られている様に、土佐藩においては、1866 年（慶応 2 年）に貿易担当機関として開成館を設立する。設立の意図は、土佐藩の「富国強兵を目的とし、藩営によって産業を興し、土佐物産の振興を図り、藩外との取引、或は外国貿易によって商利を得、同時に外国の知識・技術を導入して藩の軍備強化を図ること」であった。「開成館の奉行（すなわち責任者）は後藤象二郎であった」。そして、「岩崎弥太郎は開成館貨殖局下役に仕出し」<sup>30)</sup>、1867 年（慶応 3 年）3 月、「弥太郎は仕置役福岡藤次に随行して長崎に行き、長崎出張所勤務」となり、「同年六月には後藤象二郎より長崎商会（開成館長崎出張所）の主任者として、一切の取仕切りを任せられた」のである。「当時長崎にあって弥太郎と密接な取引のあった外国商人」としては「イギリス人トーマス＝B＝グラバー、ウィリアム＝J＝オールト、ヒューズ、オランダ人シキユート、プロシヤ人ルイス＝クニフレル、アメリカ人ウォルシュ兄弟」<sup>31)</sup> であったといわれる。この様に、クニフラー商会もその一つであった。

20) 同上、35 ページ。

21) 『日本金融年表』日本銀行金融研究所、1988 年参照。

22) 前掲『イリス商会百年史』37 ページ。

23) 同上、50 ページ。

24) 同上、39 ページ。

25) 『樟脳専売史』日本専売公社、1956 年、1 ページ。

26) 『日本樟脳の現勢と樟樹造林の急務』専売局、1937 年、1 ページ。

27) 前掲『樟脳専売史』1 ページ。

28) 杉山伸也『明治維新とイギリス商人』（前掲）48-49 ページ。

29) 同上、16 ページ。

30) 以上、『三菱商事社史 上巻』1986 年、7-8 ページ。なお、貨殖局は長崎・大阪・兵庫に出張所を置き、主として貿易活動を目的とするものであった。

31) 以上、同上。

表 1. クニフラー商会より土佐藩への売却品目

年 月	品 目	数	単価 (両)	合計 (両)
1866 (慶応 2) 年 3 月	短手螺線銃	100 挺	15	1,500
1866 (慶応 2) 年 3 月	長手螺線銃	200 挺	7.1	1,450
1866 (慶応 2) 年 3 月	呉羅服連	140 反	15.1	2,135
1866 (慶応 2) 年 3 月	(正金)			(9,915)
1866 (慶応 2) 年 10 月	後込ビカルトリッチャールト銃	500 挺	32	16,000
1867 (慶応 3) 年 1 月	蒸気船ヒヨゴ付属品共	1 隻		70,000 ドル
1867 (慶応 3) 年 1 月	小銃	500 挺		70,000 ドル

出所：『長崎土佐商会関係文書』1-2 ページなど。

既に見た様に、日本とプロイセンとの通商条約が 1864 年 1 月に発効した後、クニフラー商会は長崎において本格的に貿易を開始する。その相手が土佐藩であった。

まず、土佐・開成館設立に対応する様に、1866 年 3 月、土佐藩の産物である樟脳と軍需品の取引に関する「約定書」がとりかわされる<sup>32)</sup>。つまり、土佐藩は「極上之乾樟脳百五十萬斤」を 1866 年 3 月から 1871 年 3 月までの 5 年間にわたって、年間 30 万斤を、100 斤当り 11 両でクニフラー商会に引き渡すというものであった。当時、日本からの樟脳輸出高は、1868 (明治元) 年において、468, 154 斤であり (後掲、表 4)、年間契約高 30 万斤はその 64% に当たる程のものであった<sup>33)</sup>。

これに対して、クニフラー商会は、表 1 に示された品物と「正金」を支払うこととなった。土佐藩は「手付前金」として、合計 1 万 5 千両相当を受け取ったのである。その返済計画は次の通りであった。

「……返金之儀者年々売渡ニ相成候樟脳百斤価金拾両之處老両宛致返金拾両之勘定ヲ以請取百五十萬斤終ニ至り惣高皆済ニ相成候様可致候事」。

つまり、樟脳売上代金の一部、つまり 100 斤あたり 1 両の計算で、毎年返済することが、それであった。計画では、5 年後に 15,000 両となり、「手付前金」は完済となる。その際、土佐産の樟脳は「出来高何程ニ而もエルキニフル氏商会を除キ他之外国民或ハ日本人江不売渡難」という様に、事実上、クニフラー商会の一手販売品目となったのである。また、一箇年あたり 30 万斤を越える樟脳については「長崎着ニ相成候ハバエルキニフル氏商会ヲ相尋入用無之不及買請ニ候時者土佐役人ヨリ他人江売渡可申事」とある様に、クニフラー商会の了解の下、土佐藩がその他に売却するというものであった。

しかし、同 1866 年 9 月に至り、この「約定書」の取り決めは、土佐藩によって破られ、クニフラー

32) 高知地方史研究会編『長崎土佐商会関係文書 (長崎奉行所記録)』高知市立図書館、孔版印刷、1969 年、1-3 ページ。同書は、土佐藩開成館の「貨殖局長崎出張所」に関する原資料を収録したもので、本稿で利用したもう一つの資料である、長崎県立長崎図書館所蔵資料「未阿蘭陀船荷主キニフル」(本稿では、イリス商会所蔵のコピーによっている。以下、単に『イリス商会資料』と略記する)と一部重複する。

33) 前掲『樟脳専売史』29 ページ。杉山伸也『明治維新とイギリス商人』(前掲)によれば、1866 年、長崎からの樟脳輸出額は 61,000 ドルであり、年間 30 万斤の予定価額、33,000 両(約 44,000 ドル)は、そのほぼ 72% となる。

商会への返済は滞ることとなる。つまり、その根拠は「土佐政府ハキニッフル商会ヨリ右手付金として充分之高」をうけとりながら、樟脳の「相場」が、「約定書」を取り交わした時のそれよりも高くなったということで、樟脳の「値段引上」をはかってきたことによっていた<sup>34)</sup>。いわば、樟脳価格の引き上げというかたちをとって、土佐藩の側がクニフラー商会からの前渡金の返済を繰り延べる策に出たことが、問題の発端であった。なお、1867年11月の相場において、樟脳100斤あたり20両となったことが記されており<sup>35)</sup>、クニフラー商会と土佐藩との取り決め価格である11両とは、相当な開きがあったことは否定できないのである<sup>36)</sup>。

いずれにしても、クニフラー商会側は「違約」として、プロイセン領事を通じて、長崎奉行所に訴えるとともに、長崎停泊中の土佐藩蒸気船二隻を差し押さえることの了解をもとめたのである。

この係争は1866年10月に「条約一札」として終結する<sup>37)</sup>。そこでは、先の「約定書」の内容に関する変更はせずに、さしあたりの返済計画を確認することとなった。つまり、さきの1.5万両(=壹分銀6万枚)については、1866年「寅三月ヨリ同八月迄=樟脳代金之内ヲ以」て、支払うこととなり、とりあえず「壹分銀四千四百五十枚二朱判壹片」が支払われることとなり、残りの金額(壹分銀55,547枚余)は、1ヶ月1分の利息を加えて、1867年の「三月迄=樟脳代金之内ヲ以」て、支払うこととなった。つまり、「手付前金」を五箇年で支払うという予定は、土佐藩側が最初から滞納したために、単年度での「完済」方針に切り替えられたのであった。このため、樟脳8万斤を速やかにクニフラー商会に引き渡し、のこり22万斤については、1867年3月までに引き渡すこととなり、あわせて、完納するまで、樟脳を「外国人又は日本人江売渡申間敷事」がとりかわされている。

この事情の下でも、土佐藩は「後込ピカルトリツチャールト銃五百挺」を1挺当たり、付属品とも壹分銀128枚(=32両)で購入することを取り交わしている。既に、現物を土佐藩が受け取っている様であり、「代金之儀ハ右樟脳三拾万斤渡済之上無利足=而元金払入可申事」という様に、先行する債務(土佐藩側の)を済ました上で、無利子で支払うことを、クニフラー商会は認めた形となっている。この場合、クニフラー商会は貿易品としての樟脳を確保すべく、新たな軍需品を売り込んだとみるべきであろう。

更に、「条約一札」においては、今後、土佐藩がプロイセン産の軍需品(「船軍用具等」)を買い入れようとするときは、同様に樟脳の販売をクニフラー商会に委託することで代金に当てることとなったが、その際の、樟脳単価は「時之相場=随イ売渡可申事」という様に、時価相場で計算することとなり、いわば土佐藩側の意向をうけいれる形に落ち着いている。土佐藩側の交渉相手の一人は、「参政 後藤象二郎」であった。

その後、土佐藩は1867年(慶応3年)正月に至り、クニフラー商会より「ヒヨゴと唱ふ蒸気船壹隻付属之品共代価洋銀七萬ドルヲ以」購入し、クニフラー商会が「寅十二月ヨリ十ヶ月目=相渡」すこととし、更に、今度は逆に、土佐藩からクニフラー商会に対して「上海と唱ふ蒸気船壹隻付属之

34) 前掲『長崎土佐商会関係文書』3-4 ページ。

35) 『イリス商会資料』163 枚目。

36) ついでに言えば、クニフラー商会取扱の樟脳は、長崎からヨーロッパへと積み出された(『長崎土佐商会関係文書』3-4 ページ)。

37) 『イリス商会資料』136-139 枚目。

品とも代価洋銀三萬ドル」で売却することが取り交わされる<sup>38)</sup>。この「約定」の限りでは、洋銀4万ドルのアンバランスであり、クニフラー商会の貸し越しとなる。

更に、1867年(慶応3年)7月に至り、新たな「約定」を取り交わす。つまり、1866年3月の「約定書」の返済金を、洋銀28,780枚余、及び壹分銀1,809枚として確認した上で、7月に1万両を、「五千兩ハ樟脳売払之前相渡シ残り五千兩ハ同品売渡之後チ仕払」うこととなり、さらに、同年8月にも「同壹萬兩余」を支払うことで、要するに2万兩余で債務残金は利子共に「皆済」とする見通しを確認されている<sup>39)</sup>。1866年3月における土佐藩への前渡金に関する係争は、ここに一収束を遂げるかの如くである。更に、土佐藩が買入れた「兵庫船代金」として洋銀4万枚を9月に支払うことを記している。もっともクニフラー商会からは洋銀5万枚を求められていたのであるが、そのかわり、「若キニツフル氏ヨリ船買入候時者其節可遂相談候」という含みをもたせている。この「約定」における土佐藩側の交渉相手の一人が岩崎弥太郎であった。

その後、1867年12月には、長崎のプロイセン領事より長崎鎮台に対して「土佐侯ヨリキニツフル商会江払不足一件」について申し入れがなされている<sup>40)</sup>。すなわち、9月にクニフラー商会が訴えて、土佐藩側が一部支払ったのであるが、10月期限の、クニフラー商会が土佐藩に売却した「蒸気船」の支払い予定金額4万ドルが未だに未納であり、「速ニキニツフル商会江相渡候様尊下之権限を以而御取計」ることを要請し、さらに、長崎港にいる土佐藩の「スクーネル船二隻」の出船を差止め、いわば担保物件とすることを要求している。

この時点でのクニフラー商会と土佐藩との支払勘定は表2の通りであった。土佐藩側の支払いは、期日に遅れた上、支払い予定金額をもはるかに下回るものであった(表3)。いずれにしても、1867年11月に土佐藩とプロイセン領事とが取り交わした文書によれば、負債の内訳は「兵庫船代価」として「洋銀4万枚」、及び「小銃代価」として8,062両が明記されている<sup>41)</sup>。

このような支払の遅滞が生じた要因として、土佐藩側は、1867年の「八月初頃樟脳ニ付多分之損失ト相成且可払之金子不相渡ヲ以……」<sup>42)</sup> ということをあげている。土佐藩産の樟脳取引において「損失」を蒙ったことが、資金難となっていたことが知られる。

なお、先の訴えの過程において、プロイセン「岡士」、つまり領事は、「長崎奉行」に対して次の様に抗議している。つまり、「[長崎]御奉行[が]……御周旋出来候儀ニ候バ停泊之土州船[二隻]出帆差止可被下候」とプロイセン側が要請したのに対して、長崎奉行は「其船は差止がたき旨」を回答したが、その理由は、土佐藩の債務が「船に関係無之且在[長]崎之土州家来ヨリも可払入旨」があったと言質を踏まえたものであった。しかし、実際には、土佐藩の側においては「長崎ニ金子持合無之ニ付国許江申遣し参着いたし候迄仮証書入置候儀ニ有之尤其儀ニ不及候バ仮証書は差

38) 『イリス商会資料』11-13枚目、『長崎土佐商会関係文書』7ページ。当該期における外商の「艦船取引」については、杉山伸也「グラバー商会」(前掲)に詳しい。

39) 『イリス商会資料』146-148枚目。通貨・為替変動を無視して、単純に、洋銀1ドル=1.25両として計算すれば、23,024両、そして壹分銀4枚=1両として、約452両となり、その合計は約23,476両であった。

40) 『長崎土佐商会関係文書』15ページ。

41) 『イリス商会資料』184枚目、『長崎土佐商会関係文書』22-23ページ。

42) 『イリス商会資料』158枚目。

表 2. 「土佐候ヨリエルキニッフル商社江出入勘定書」  
(1867 年 12 月, 於長崎)

土佐藩未納の分	
金額 (ドル) <内訳>	支払期日
40,000 <蒸気船代価>	1867 年 11 月 28 日
28,780 余	1865 年 5 月 1 日
1,859 余 <利息>	
土佐藩既支払の分	支払日
6,508 余	1867 年 8 月 7 日
5,630 余	1867 年 9 月 16 日
差引	
58,501 余	

出所: 『イリス商会資料』175 枚目, 『長崎土佐商会関係文書』18 ページ。

入不申」という悠長なことになっており, このため, プロイセン領事側は, ついに「兎角長崎ニ而は土佐を恐れ候様ニ見請候」とまで言いきるのであった。わけでも, 「土佐家来ヨリ納方可致旨申立ニ付帆差留候儀は致難候」ということもあって, プロイセン領事は, 「余国は出来候得共土佐薩摩長州は出来がたく相察候」とまで述べるに至った。この背景には, 土佐藩側の意図はともかく, クニフラー商会に対して, 「其船を当節代価之代りとして差出可申旨土州家来ヨリも申立候」<sup>43)</sup> ということがあった。

周知のことではあるが, この時期は, 政治的には, 1867 年 (慶応 3 年) 12 月の「王政復古のクーデター」, 及び, 1868 年 (慶応 4 年) 1 月の「鳥羽・伏見の戦い」を経て成立した「維新政権」の下で, 旧幕府諸藩の対外債務が, いわば「国際的承認を獲得」<sup>44)</sup> する最大課題の一つに浮上する時期であり, そのため, 土佐藩のドイツ系貿易商社に対する「負債」問題も「維新政権」のレベルで問題解決が図られていくこととなる。

この様な政治的な変化が, 1868 年 4 月における土佐藩とクニフラー商会との返済計画に関するやりとりで反映する。まず, 土佐藩からの提案は表 3 (1867 年 12 月以降の箇所) の通りである。実に, 総額 62,000 両が土佐藩の債務として支払われることとなっている。この間, 新たに火薬類を買い入れていることを除けば, これまでの債務の積み重が, この総額に結果したのであった。いずれにしても, この返済計画によって, 「残金並利金等遂勘定皆済之筈」<sup>45)</sup> であった。

しかし, 土佐藩側からの 1868 年 5 月におけるこの返済計画の提案に対して, クニフラー商会は「日当も無之承引致兼候」という様に, とても納得できるものではなかった。土佐藩の債務について, ついには, 「既江戸へ三者共引合相成居候」という様に, 「維新政権」のレベルにおける問題化を図るのであった。ちなみに, ここでの三者とは, クニフラー商会と土佐藩 (岩崎弥太郎他), そし

43) 『長崎土佐商会関係文書』35-36 ページ。

44) 前掲, 石井寛治『大系日本の歴史 12 開国と維新』を参照。

45) 『長崎土佐商会関係文書』53 ページ。



笠井：幕末・維新时期におけるクニフラー商会の貿易活動

表3. 土佐藩のクニフラー商会に対する債務・返済（予定）一覧

年月	クニフラー商会売却・融資金額	土佐藩支払分、( )の金額は予定
1866（慶応2）年3月	15,000 両	
1866（慶応2）年10月	16,000 両	沓分銀 4,452 余
1867（慶応3）年1月	洋銀 40,000 ドル	
1867（慶応3）年3月		（沓分銀 55,547 余）
1867（慶応3）年5月		（洋銀 28,780 ドル）
1867（慶応3）年7月		（10,000 両）
1867（慶応3）年7月		5,500 両
1867（慶応3）年7月		洋銀 5,330 枚
1867（慶応3）年8月		（10,000 両）
1867（慶応3）年8月		洋銀 6,508 ドル余
1867（慶応3）年9月		（洋銀 40,000 枚）
1867（慶応3）年9月		洋銀 5,630 ドル
1867（慶応3）年11月		（洋銀 40,000 ドル）
1867（慶応3）年11月	8,062 両	
1867（慶応3）年12月		洋銀 1,859 ドル余、利息分）
1867（慶応3）年12月		（負債総額洋銀 58,501 ドル余）
1868（明治1）年4月		（6,000 両）
1868（明治1）年4月		（6,000 両）
1868（明治1）年5月		（10,000 両）
1868（明治1）年9月		（10,000 両）
1868（明治1）年11月		（10,000 両）
1869（明治2）年2月		（10,000 両）
1869（明治2）年5月		（10,000 両）

表4. 樟脳輸出高

年別	数量	原価	百斤相場
1968（明治元）年	468,154 斤	77,098 円 960	16 円 469
1869（二）年	689,812	115,339 110	16 720
1870（三）年	1,560,361	235,702 850	15 106
1871（四）年	910,938	129,864 170	14 256
1872（五）年	650,969	88,721 950	13 629

出所：『樟脳専売史』日本専売公社，1956年，29ページ。

て「維新政権」ということになる。

この経緯は、1868年6月に、「野村宗七・井上聞多」の名前で、「山内土佐守・御家老中」あてに出された文書によって知ることができる。それは次の通りである。

「以手紙致啓上候然者御藩御用のため当地在留李瀆生商人キニフルヨリ御買入被成候蒸気船並小銃代払方之儀出崎御藩土岩崎弥太郎殿右商会ト対談種々議論を尽し納銀約定被相立候未キニフル公辺へ苦情申立候付當月十三日當表外国管事御役所において拙者共儀も対談いたし候処キニフル商会之者申立候ニ者右岩崎氏ヨリ取極候約定書面を猶取堅め候ため各様ニ而も右約定書通り聊相違不致向後違論等之儀無之旨裏書御調判之上猶当地政府之奥印無之而者是迄之引合延

表 5. イリス商会の代理

会 社 名	国籍	製 品	付記
Aktiengesellschaft fuer Eisenindustrie und Brueckenbau (Johann Caspar Harkort)	ドイツ	橋梁及建設材料	総代理店
Arnold Jung Lokomotive und Maschinenfabrik	ドイツ	軽便鉄道機関車	総代理店
Bergmann Electrical Works. Ltd	ドイツ	発電機・電動機・自動車他	代理店
Berliner Maschinenbau A.G. Actien-Gesellschaft (L. Schwartzkopff)	ドイツ	魚形水雷及敷設水雷他	代理店
Brooks & Doxey, Ltd	イギリス	木綿紡績機他	総代理店
Continental Caoutchouc & Gutta-Percha Co.	ドイツ	自動車用及車用タイヤ他	総代理店
Deutsche Waffen-und-Munitionsfabriken	ドイツ	小銃・拳銃及実包他	総代理店
Düsseldorfer Maschinenbau A.G. (J. Losenhausen)	ドイツ	材料強弱試験機	総代理店
Düsseldorf-Ratinger Röhrenkesselfabrik (Dürr & Co)	ドイツ	材料強弱試験機・水管式汽罐	総代理店
Frid. Krupp A.G.	ドイツ	戦艦・郵船・船用機関他	総代理店
Gebrueder Amsler (J. Amsler-Laffon & Sohn)	スイス	各種材料強弱試験機	総代理店
Gebr. Körting	ドイツ	キヨルチング式噴霧器	総代理店
Geo. Hattersley. Ltd	イギリス	各種力織機	総代理店
Goehler & Co.	ドイツ	エボナイト、シャッツル	総代理店

出所：『機械製造所と代理店』工益協会，1914年。

注 会社名の表記は原文のままであり、( ) の中は旧会社名である。

滞致し候次第も有之何分安意いたし兼候間右之手数取計呉候様頼出候付其旨岩崎弥太郎殿ニも篤と御承知故承届遣し候間別紙是迄之岩崎殿約定書相添差進候依之裏書早々御認め御返脚可被成候其上當政府ニ而も奥印致し彼方江相渡し可申と存候右御懸合得貴意度如斯御座候以上<sup>46)</sup>。

これによって知られることは、第一に、土佐藩の代表として岩崎弥太郎が交渉を取りまとめるべく登場していることであり、第二に、土佐藩側の債務が「蒸気船」(実は、「兵庫船」すなわち軍艦)や「小銃」という軍需品の買入れによるものがあること、第三に、クニフラー商会と土佐藩との間で争論となっている返済に関して、「維新政権」が、いわば保証人として位置することになったことである。これによって、土佐藩からの返済計画はクニフラー商会の受け入れるところとなったのである。

かくして、クニフラー商会への返済問題は、「一旦政府ニ而も聞懸り取極候上萬一聊ニ而も相違有之候節ハ御藩之失体は申ニ不及政府ニ於而も威権を失い候事」と位置づけられて、「以後之煩事を不引起様精々御心付有之度存候」と、新政府は土佐藩に対して注意を喚起するに至った<sup>47)</sup>。

もはや、クニフラー商会と土佐藩との関連について、これ以後の過程をたどることは、出来ないのであるが、さしあたり、土佐藩側が返済する際に基盤とすべき樟脳貿易の趨勢について見ておこう。表 4 によれば、樟脳貿易の規模は、土佐藩が存続していた明治初年において、拡大基調にあったと言ふべきであろう。しかし、杉山伸也氏によれば、「1867 年半ば頃より始まる国内通貨の激しい下落によって輸入貿易は大きな影響を受け、また石炭と茶以外に見るべき輸出品をもたない長崎貿

46) 『長崎土佐商会関係文書』55 ページ。

47) 同上。

笠井：幕末・維新时期におけるクニフラー商会の貿易活動

店契約社（1914年）

会社名	国籍	製品	付記
Goerz. C.P.A.G. Optische Anhalt	ドイツ	双眼鏡・望遠鏡・測距器他	総代理店
Glaser F.C. & R. Pflaum	ドイツ	軽便鉄道材料	総代理店
H. Füllner	ドイツ	パルプ製造機械他	総代理店
H. Schirp	ドイツ	染色機	総代理店
Horsfalls & Bickham	ドイツ	カードクロージング	総代理店
Jacuet, James	スイス	速度計	総代理店
Mittweida Mechanische Kranzenfabrik	ドイツ	カードクロージング	代理店
Norddentsche Seekabelwerke A.G.	ドイツ	海底電線	総代理店
Obermayer & Co.	ドイツ	染色及漂白機械	総代理店
Peipers & Co., A.G. fuer Walzenguss	ドイツ	各種チルド、アイヨン、ロール	総代理店
Sächsische Maschinenfabrik (Richard Hartmann)	ドイツ	各種紡績機械他	総代理店
Sir James Farmer & Sons. Ltd	不明	織布仕上機械	総代理店
Société Alsacienne de Construction Macaniques	ドイツ	羊毛トップ製造機械	特約店
Stahlwerke Verband A.G.	ドイツ	軽量及重量軌条継目鋸他	代理店
U. Pornitz & Co.	ドイツ	紡績準備機械及仕上機	総代理店
Vakuumanlagen und Apparatebau	ドイツ	真空梳棉機掃除装置他	総代理店
Weiler Termeer	ドイツ	化学薬品・火薬製造用材料他	総代理店

易は不振に陥った」<sup>48)</sup> ことや、樟脳貿易の中心が、長崎から、神戸へと移っていったことなど<sup>49)</sup> を考慮すれば、長崎を拠点とする、クニフラー商会の貿易業務は転機にあったというべきであろう。

#### (IV) クニフラー商会からイリス商会へ

##### —— 貿易商社＝代理店業務の時代へ ——

幕末・維新时期における外国貿易商社の取扱品目の中心の一つであった「艦船」の「売却代金は、長期信用によるものが大部分で支払いの遅延、遅滞也多」<sup>50)</sup> いものであったと言われている。土佐藩の買入れた艦船・小銃・火薬などについても同様であった。その一端は、本稿で明らかにしたところである。クニフラー商会は、土佐藩特産物である樟脳の販売を一手に押さえることを図りつつ、売却した艦船や兵器の代金回収を確保しようとしたのであった。しかし、その達成は困難を極めたとはいえよう。

以上は、長崎を拠点とするクニフラー商会の貿易活動の一端をかいま見たにすぎないとは言え、次

48) 前掲、杉山伸也「グラバー商会(二)」405ページ。

49) 樟脳貿易について、1869(明治2年)でみれば、輸出総額6,898.11百斤であり、輸出港別では神奈川350百斤、兵庫5,131.11百斤、そして長崎1,417百斤となっている(山口和雄・大内力編『明治初年の貿易統計』東京大学出版会、1968年)。更に、杉山伸也『明治維新とイギリス商人』(前掲)140ページ以下をも参照されたい。

50) 前掲、杉山伸也「グラバー商会(二)」405ページ。更に杉山伸也『明治維新とイギリス商人』(前掲)を参照。

の文脈の中に位置づけられよう。

クニフラー商会は、長崎に続いて、1861年に横浜支店を設立し(ギルデマイスターが支店長)、更に、1868年、神戸に進出することによって、対日貿易活動を展開したのであった<sup>51)</sup>。この過程で、長崎と横浜に「焙茶所」を設けて、「茶の輸出に関して指導的役割を演ずる様になった」<sup>52)</sup>こともあった。

しかし、幕末・維新期の、いわば軍需品取扱に集中した貿易業務の一応の収束に対応すべく、ルイス・クニフラーは、「日本のL・クニフラー商会の為の仕入会社」をドイツ・デュッセルドルフに設立する(1868年)<sup>53)</sup>。この方向での貿易業務を担っていくのが、1866年に「日本のL・クニフラー商会へやってきた」カール・イリスであった<sup>54)</sup>。カール・イリスは、1873年に「日本のクニフラー商会のパートナー」となり<sup>55)</sup>、「1880年(明治13年)3月31日を期として」、クニフラー商会を引き継ぎ、「C・イリス商会」C. Illis & Co. と変更した<sup>56)</sup>。

その「C・イリス商会が極東貿易に大きな役割を占め続けることが出来たのは、以前から[引き継いだ当初から]多数の大ドイツ企業の極東代理店となって居た」ことによっていた。特に、「C・イリス商会が1914年(大正3年)まで日本で代理店であったフリードリッヒ・クルップA・Gは、経営者間の個人的関係は[が]極めて友好的なもの」<sup>57)</sup>の代表であった。かくして、日本の貿易構成において「日本の鉄鋼・機械輸入」が「1886-89年の企業勃興期以降急増し、……産業革命の開始に見合う貿易構成上の変化」<sup>58)</sup>がみられたことにも、クニフラー商会=イリス商会は対応することができたのであった。この結果、イリス商会は第一次大戦以前において、「在日同国館中の主位を占め手広く営業なし盛況を呈し居たる」<sup>59)</sup>と言われることとなる。更に言えば、第一次大戦以前において、イリス商会が代理店契約を結んでいたのは、表5のとおりである。これらの貿易活動に関する検討は今後の課題とさざるを得ない。何れにしても、クニフラー商会からイリス商会への名称変更は、単なる名称変更にとどまるものではなく、それはまた、外国貿易商社が、幕末・維新时期において、艦船や軍需品などの売却をテコとして日本の輸出産品を確保するという形態から、代理店として手数料収入を軸とする貿易業務の展開へと転換していくという趨勢の一端を担うものでもあった。

[追記] なお、本稿は「平成4年度科学研究費補助金 一般研究C 外国貿易商社を媒介とする技術=生産の受容過程、その歴史的経験—イリス商会の代理店機能の変遷と「国産化」—」による研究成果の一部である。

51) 前掲『イリス商会百年史』52ページ。

52) 同上、39-40ページ。

53) 同上、57ページ。

54) 同上、55ページ。

55) 同上、56ページ。

56) 同上、60ページ。

57) 以上、同上、98ページ。

58) 前掲、石井寛治『近代日本とイギリス資本』403ページ。

59) 三井物産会社「第八回支店長会議資料(十) 反対商調」(大正十年四月調)、財団法人三井文庫所蔵、物産-375。